

監督署の窓

賃金不払を考える



連日、当署の窓口には多くの相談が寄せられる。「給料がもらえない」、「突然解雇された」など相談者にとって切実な問題である。

総合労働相談員を含む職員が、相談者の置かれた厳しい状況に意をはらひながら、親身になつて相談に応じている。

中でも「賃金不払」は労働者の生活の糧である原資を確保できることから生活不安に直結する本来あつてはならないも

のである。

そのため、労働基準法では、①通貨で②直接③全額を④毎月1回以上⑤一定期日に、支払うよう罰則付きで定めている。

しかしながら、当署に寄せられる多くの相談の大部が、定期賃金のほか、時間外割増賃金や休業手当を含む賃金不払にかかるものである。

そして、相談者から監督署による権利救済の申し出があつたものについては、申告として受理し

処理を進めることがある。このほど、平成22年の全国の「賃金不払事件の概況」がまとめられた。

それによると、

平成22年1年間に労働者からの申告に基づき監督署が新規に把握した賃金不払事案は、件数で2万3908件、

対象労働者数で5万人、金額で182億7113万円となつていて。件数では約10パーセント、対象労働者数と金額では約20パーセント前年に比べ減っている。

これに、前年に受理し処理を継続した事件を含め、監督署で処理したもののうち、解決が図られた事件は、件数で1万3240件、対象労働者数で2万3274人、金額で53億7371万円となつていて。

また、倒産により支払能力のないもののうち、一定の要件を満たしたものは、「賃金の支払の確保等に関する法律」により未払賃金の国による立替払いの対象となる。

この立替払い制度により、未払賃金の一定部分にかかる権利が実質的に救済されたものは、件数で3880件、対象労働者数で5万0787人、金額で247億6198万円となつていて。

監督署で処理する賃金不払事件のうち、使用者に支払能力がないもの、行政指導に従わないものなど、結果として解決に至らなかつたものもある。

このような場合で、悪質なケースでは賃金不払事件として捜査し、送検することもある。しかし、送検しても労働者の権利救済には結びつかない。こうしたケースでは、被害労働者自身が調停、支払督促、少額訴訟の提起などの民事手続きによ

り債権確保する必要がある。

監督署では、賃金不払の事実を確認したときには、罰則を背景に法違反の是正を指導することにとどまり取り立て権限がない。

しかしながら、賃金不払の申告事件を処理する労働基準監督官は、単に法違反を指摘するだけではなく、使用者にしつかり向き合い、何度も事業場に足を運び、粘り強く説得し、解決させるという強い意思を持つて臨んでいる。

使用者にあつては、賃金が一般的に労働者にとって唯一の生活の糧であることに思いを馳せ、賃金債務については何にもまして優先して確保すべきことを銘記のうえ、法に基づく適切な労務管理をしていただくようお願いしたい。